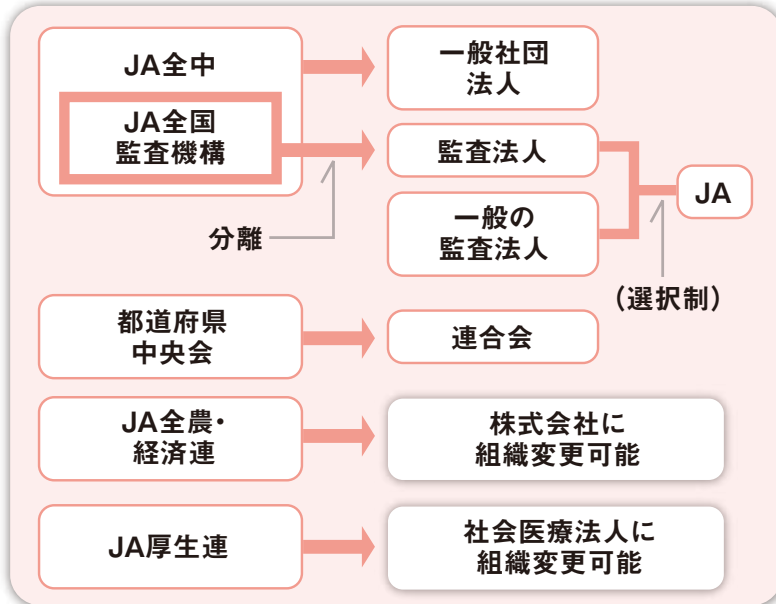


農協改革の 主な内容



政府は、「法制度等の骨格」にもとづく農協法改正について、今通常国会での成立、来年4月の施行を目指しています。法改正が、農業者の今後の課題を整理しました。

農協法改正による組織の見直し



JA

准組合員の利用量規制は、 調査の上、慎重に決定

政府が決定した法制度等の骨格では、JA理事の資格要件は、理事の過半数を原則として、認定農業者や販売・経営のプロとすることを求める規定となりました。「原則

として」の取り扱いがどうなるか不透明であり、現場での混乱を招くことがないよう、地域実態をふまえた見直しが行われるようにする必要があります。

准組合員の利用量規制のあり方については、5年間の調査を行い、慎重に決定することとなりました。調査では、准組合員の果たしている役割などを明らかにする必要があります。組合員の利用量が制限されると、地域のライフレインとしての機能低下や、正准組合員双方の利便性・サービス低下につながりかねず、JA経営に大きな影響が生じる恐れがあります。

法制度等の骨格

理事の 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ○理事の過半数を原則として認定農業者や販売・経営のプロとすることを求める規定。 ○理事の年齢構成や性別に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定。
准組合員制度	<ul style="list-style-type: none"> ○准組合員の利用量規制のあり方については、直ちに決めず、5年間の調査（①正准組合員の利用実態 ②農協改革の実行状況）を行い、慎重に決定。
農協の 事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○「農業所得の増大その他農業者の利益の増進」「的確な事業活動により利益を上げ、その利益を事業への投資や組合員への利用高配当に充てる」旨の内容に改正。

「農協改革」の主な内容

中央会

公認会計士による会計監査を義務付け 都道府県中央会は「連合会」に

政府が決定した法制度等の骨格では、JA都道府県中央会は、2019年3月末までに、経営相談・監査、代表、総合調整を行う農協法上の「連合会」に移行する予定です。

JA全中は同じ2019年3月末までに、代表、総合調整などを行う「一般社団法人」に移行する予定です。

中央会の 組織のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○JA都道府県中央会については、経営相談・監査、代表、総合調整を行う「連合会」に移行。 ※2019年3月31日までに移行 ○JA全中については、代表、総合調整などを行う一般社団法人に移行。 ※2019年3月31日までに移行
中央会による JAの監査	<ul style="list-style-type: none"> ○貯金量200億円以上のJA等については、公認会計士による「会計監査」を義務付け。 ○JA全国監査機構を外出し、公認会計士法に基づく監査法人を新設。 ○JAは、新設する監査法人による監査か、その他民間の監査法人による監査かを選択。 ○「業務監査」（コンサル）は、JAの任意。
中央会による 破たん未然防止機能	※関係する記述なし

JAの監査は、200億円以上のJAに公認会計士による会計監査を義務付け、JA全国監査機構を分離して新設する監査法人か、その他の監査法人かを選ぶ「選択制」に変更することとなります。新たな監査法人は、会計監査と業務監査の両方が可能で、業務監査はJAの任意となりました。新しい制度への移行においては、JAの負担を増やさず、今後も継続して監査を受け続けられるようにする必要があります。

また、中央会監査が果たしてきたJAの破たん未然防止については、今回の骨格では触れられておらず、引き続き取り組めるようにする必要があります。

「農協改革」の主な内容

連合会

選択次第で株式会社、 社会医療法人に

政府が決定した法制度等の骨格では、全農・経済連は、選択次第で、株式会社組織変更できる規定となりました。

今後は運用によって、組合員・会員の判断と関係なく、組織変更を強制されないようにする必要があります。

全農・経済連	○全農・経済連については、その選択により、株式会社に組織変更ができる規定。
厚生連	○厚生連については、その選択により、社会医療法人に組織変更ができる規定。

